

— 高畑地区まちづくり協議会ニュース —

発行日：平成19年9月18日  
 発行者：高畑地区まちづくり協議会

## 設立総会及び高畑地区 まちづくり協議会（第1回役員会）

～まちづくり協議会が設立されました～



「高畑地区まちづくり協議会設立」  
 ～高畑地区のまちづくりがスタートしました！～

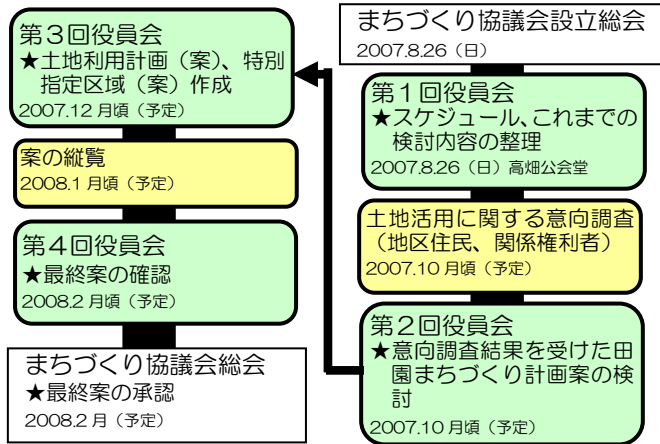
8月26日（日）高畑公会堂において、高畑地区まちづくり協議会の設立総会が開催され、その後第1回まちづくり協議会（役員会）が開催されました。昨年度より、高畑地域づくり勉強会を通じて田園まちづくり計画の制度について学んだり、グループで話し合いながら、「高畑地域の問題点」、「高畑地域に残る大切なもの」、「高畑地域に必要なもの」などについて意見交換を行って参りました。今後は、これらの案をもとにまちづくり協議会において、本格的に「高畑地区の田園まちづくり計画」を作成していくこととなります。



設立総会の風景



役員会の風景



本年度のスケジュール

の方々に対して、土地活用に関する意向調査を行いその結果と昨年度の勉強会の中で頂いた皆さんの意見とを重ね合わせながら計画案の作成を行って参ります。第1回の役員会の内容は左記をご参照下さい。

◆高畑まちづくり協議会  
 第1回役員会 議事

1. 会長挨拶
2. 議事
  - ・平成18年度検討内容の確認
  - ・策定スケジュールについて
  - ・土地活用意向調査（案）について

《協議概要》

- ・昨年度の勉強会及びアンケート調査・ヒアリング調査をもとに作成した案をたたき案として活用。（P2地区評価表案、P3地区カルテ案、P4まちづくりに関する方針案参照）
- ・地区住民に対して意向調査を実施する。各戸ごとの個別相談も実施し、質問については個別に対応していく。（地区外の地権者については、郵送にて通知を行う。）
- ・アンケートの配布は9月中。回収は10月中旬を予定。
- ・計画の変更追加は比較的容易なため住民の合意が取れるところから始めていくことに同意。

## ■地区評価表（案）

地区評価表とは、地区内の現状を下の表のように、「守る必要のあるもの」、「改善する必要があるもの」、「新たに必要とするもの」に分けて整理したものです。地区の状況と目指すべき方向が浮かび上がってきます。

地区環境の要素		評価基準
守る必要があるもの ※地区の魅力として後世に残していくべきもの（地区の宝もの）	土地利用	集落の両側を取り囲む既存農地の保全、里山の保全・活用、耕作放棄地がない状態を今後も継続、景観植物の栽培（コスモス等）、石打山の畑
	建築物	村の中心となる公会堂 大歳神社 円福寺
	自然環境	石打山の桜、魚やザリガニがいる地区内の池や水路、石打山にいる動植物、スリバチ池をはじめとするため池の保全、池に残るメダカ、向山の自然、動植物を守る
	伝統・文化・歴史	昔から続く行事、盆踊り、かがり焚やとんど等の行事、地蔵さんのお祭り、田植え祭り・収穫祭、手代のお大師さん、向山の愛宕さん、子供相撲、七夕祭り
	景観	地区の両側を取り囲む田園風景、法華川から見る大池、6月の麦畑、春夏秋冬を感じられる景色、城山からの眺め
改善する必要があるもの ※地区の生活環境を阻害するもの	土地利用	県道沿い農地の有効利用により、宅地の確保を図る、ほ場整備を行っていない一団農地の整備で道路の確保、公園用地の確保
	道路	主要骨格道路の幅員拡幅、県道へのアクセス道路の不足、地区全体として狭隘道路が多い
	建築物	空き家活用、公会堂の老朽化、コミュニティの場として活用出来る施設（公会堂の改修と合わせて行うなど）、愛宕さんで行事を行うための施設
	自然環境	かんど堀の水質改善、里山の活用、水路の水質改善
新たに必要とするもの※地区の生活環境で不足しているもの	土地利用	子供の遊び場が大歳神社しかない、高齢者の憩いの場、下ノ丸池の一部を埋め立てて広場や駐車場を確保、ほ場整備による宅地確保を図る、公園の整備
	建築物	日常の買い物出来るお店、コンビニ、託児所（小学校の中にでも）、病院、地区外の方向けの農園付き住宅、空家の活用
	自然環境	西川、法華山谷川沿いの桜並木整備、水質浄化と親水利用
	景観	里山の休憩施設、景観植物の栽培

## ■地区カルテ（案）

地区カルテとは、地区の現況及び問題・課題点を整理したものです。

地区名		高畑地区	
位置		志方町高畑	
面積		90.5ha	
都市計画マスタープランの位置づけ		既存集落及びその周辺地区については、現在の居住環境の保全を図るとともに、周辺への無秩序な市街地の拡大を抑制する区域とされている。（田園環境保全地区）	
周辺との関係		地区外縁部及び地区周辺は農用地区域に指定されている。（隣接区域との区域設定の調整について記載する必要がある。）	
地区の 現況	社会条件	人口	391 人（平成 18 年住民基本台帳 430－14×2.8＝391）
		世帯数	141 世帯（平成 18 年住民基本台帳 155－14＝141）
		生活圏域	志方東小学校区、志方中学校区
	物的条件	土地・建物利用の状況	住宅中心の土地利用で、一部県道沿いに店舗、作業場用途がある。
		都市基盤整備、農業基盤整備の状況	幹線道路として地区内を主要地方道高砂北条線が南北に走っている。地区内の道路はほとんどが 4m以下の道路の 2 項道路となっている。 昭和 43 年一次構土地改良事業、昭和 54 年県営土地改良事業が行われている。 下水道は、整備されていない。（公共下水道は「平成 28 年度」以降）
		自然資源の分布	西川、法華山谷川、石打山の桜・動植物、スリバチ池をはじめとするため池、池に残るメダカ、向山（里山）
		歴史資源の分布	昔から続く行事、まつり、かがり焚やとんど、地藏さんのお祭り、田植え祭り・収穫祭、手代のお大師さん、向山の愛宕さん
	災害履歴	－	
地区の 問題点 と課題	守るべき環境の要素	※地区評価表に記載	
	改善すべき環境の要素	※地区評価表に記載	
	新たにつくるべき環境の要素	※地区評価表に記載	
地区住民のまちづくり意向		地区で行ったアンケートから町内会行事等への参加は多い。	

## ■まちづくりに関する方針（案）

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかうとするものです。

【計画の名称】		高畑地域まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～美しい自然と人情味、創意工夫のむら高畑～ 美しい自然景観を保全し、自然・動植物との共存、共生を行いながら、地域の人と外から来る人が気軽に向き合い、つながりを活かした開かれたむらづくりを行っていく。	
【目標人口】		484人（平成17年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。ただし、住工共存ゾーンの建築物については既存建築物の高さを考慮して15m以下とする。 汚水対策について：清流の水路にする。新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁 R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。道路際は生垣とする。
		3. 公共施設の整備を図る取組み	逆Y字型の集落内骨格道路については、幅員5mを確保するため、中心線から2.5mのセットバックを行う。まちづくり構想図の集落内整備道路については、有効幅員4mを確保するため、中心線から2.17mのセットバックを行う。 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	運動広場、小公園を設置する。 公会堂は移転新築又は一部改築を行う。
	任意で作成	5. 安全安心対策	まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	集落の道路に由緒のある名前をつける。
		7. 自然を活かす取組み	水路の清掃を年に2回行う。 里山の整備にあわせて、管理とイベントを行う。 集落空き地に木を植える。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする